

令和3年12月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年12月20日(月) 午前9時00分～9時40分

開催場所 : 坂出市役所本庁舎2階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

なし

傍聴推進委員

3番	土井 正幸	7番	濱崎 郷廣
17番	西田 吉徳		

農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	5件	田 畑	2,066.68 512	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	6,633	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	150	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	24件	田 畑	43,677 4,697	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	1件	田	1,936	m ²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	3件			
第9号議案	地籍調査に基づく地目変更について				
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	3,896	m ² m ²

令和3年12月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より12月の定例会を開催いたします。

本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計43件でございます。

議事に入ります前に、議案書の訂正が1箇所ございます。議案書4ページを開きください。番号7番「川津町西又5921番1」の案件の右から2列目「転用目的」欄に「車両置場」と記載がありますが、これを「貸し車両置場」に訂正をお願いいたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 15番 原委員さんと16番 竹内委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番 猪熊委員さん、4番 三野委員さん、17番 三木委員さんと私で、12月17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 512㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、販売を目的としています。

高松市の住所地からの通作距離は約20km、車で40分程の距離で、申請地周辺にも所有している農地があり、週3回ほど通っておられるということです。

2番、・・・、面積 1,060㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲・野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 423㎡外1筆 431.68㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 468㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、自家消費を目的としています。

5番、・・・、面積 88㎡ 外1筆 計107㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はいもで、自家消費を目的としています。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番、5番については現地調査を実施しておりますので、17番 三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番、5番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 605㎡ 外2筆 合計952㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 店舗 用地

申請理由 譲受人は、宇多津町でネイルサロンを経営しています。今後は事業拡大としてテナントを退去して、カフェ等を併設したネイルサロンの店舗を構えようと計画しました。申請地は、浜街道からも近く市道に面しており車での来客も見込めるため、候補地として選定したところ土地所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 1,776㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由 譲受人は、申請地周辺で、施設等を運営しています。申請地の隣には、訪問看護ステーションがあり、年々利用者が増加しています。利用者の増加に伴いスタッフも増加しており、駐車場が不足するようになったため、国道にも隣接する申請地を駐車場として計画したところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま 三木委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
3番5番につきましては、先ほどの 三木委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 417 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人の家族が坂出に帰ってくることになり、現在の居宅では手狭となるため住宅建築を計画しました。申請地は、交通の便が良く住環境が良いため、所有者と交渉したところ話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 791 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、電気工事、水道施設の工事等を請け負っています。近年の経営環境の変化に対応するため、会社経営の多角化を図る中で、取締役会議での了承を得て共同住宅経営を計画しました。申請地は市内中心部に近く、生活の利便性も良いため、需要が見込めると判断し土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 77 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 譲受人は、申請地の隣に居住しております。平成9年に居宅を建築したのですが、車庫や物置が申請地にかかっていることが判明しました。この度、その無

断転用解消の申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 174 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の居宅が手狭になったため、住宅建築を計画しました。申請地は、妻の実家が隣にあり子育て等にも都合がよく、話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 1,395 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し車両置場

申請理由 譲受人は、運送業を営んでおります。仕事量の増加に伴い現状では手狭になってきており、今後も需要の増加が見込まれるため、会社事務所の近隣で車両置場を計画しました。申請地は市道に面して出入りもしやすいため、土地所有者と交渉したところ話がまとまり、申請者個人が転用事業者となり、自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 1,051 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系

続連係が確認できる書類の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番2番については現地調査を実施しておりますので、3番猪熊委員さん、4番 三野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積49㎡【議案読み上げ】

申請理由 昭和16年頃より、隣接農地の転用に伴い、耕作に不適当な土地となったため、農道拡幅用地として利用されているためです。

申請理由についての証明 隣接農地が昭和16年に地目を宅地に変更したことが記載されている旧土地台帳と閉鎖登記簿の写しの添付があります。

現場はもうすでに建物のすぐそばで、農地ではありませんでした。

以上です。

三野委員 続きまして、第4号議案「非農地証明願」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積101㎡【議案読み上げ】

申請理由 平成12年に市道古川線の一部として整備したものの、分筆登記を行っておりませんでした。今回分筆したため、非農地である証明願を申請したものです。

これは市道であるため、農地法施行規則第29条第6項の規定により転用許可を得る必要がない案件です。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま 猪熊委員さん、三野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第4号議案「非農地証明願」2件につきましては、先ほどの猪熊委員さん、三野委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」2件につい

て、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」24件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が11件、更新が4件、再設定が9件で、そのうち農地機構を通じた貸借が19件となっております。
以上、農用地利用集積計画書24件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 最近時々耳にするのが、農地機構を通じて貸しているが、後の管理ができていない。農業委員会、農地機構で指導はできないのか。作ってはくれているが、作っていない時の管理が悪く雑草が生えて近隣に迷惑をかけている。今後もよく出てくると思います。

会長職務代理 私も耳にします。

事務局長補佐 こちらにもそういうお話が聞こえてくることがあります。農地機構の方と情報を共有して、管理をなんとかできないかということ伝えていくという対応を今のところはしております。

梶野委員 それくらいしかできないのでしょうか。

会長職務代理 今日定例会でこういう意見があったということを農地機構へ伝えてください。他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 他にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 600㎡ 外2筆 計1,936㎡ 【議案読み上げ】

転用目的 分譲住宅 (7棟) 用地

申請理由 申請者は、平成29年8月14日に転用許可を受けています。造成は全区画完了しておりますが、残り2区画の販売が完了しておりません。

そのための工期延長ですが、当初の期間からの2年間となります。なお、本来であれば許可を受けている期間中に申請をすべきところですが、手続きをしておらず始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が3件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回3件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を11ページにまとめており、12ページから20ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

1番の水稲をされる中村さんは86歳ということで、高齢者ですね。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」3件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思いを思います。

続いて、第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてご説明いたします。
本件は国土調査法に基づく地籍調査における地目認定について、登記簿上の地目が農地である土地の形質等が変更されている場合において、農業委員会に照会することとなっており、坂出市産業課地籍調査推進室より農業委員会の意見を求められたものであります。

今回の内容は、令和2年度に調査を実施した「林田町字古川、字浜、字番屋前」に係る土地のうち、字古川 30件、字浜 102件、字番屋前 34件 でございます。議案の 21ページから 42ページが資料となっております。

以上が地籍調査に基づく地目変更の内容でございます。
よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

今回は全て林田の案件ですが、地主の方から意見があったかとは思いますが、ここにあがっているということは、全て解決済みということですのでよろしいですね。それが確認できておれば特に問題はないと思いを思います。

各委員

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第9号議案「地籍調査に基づく地目変更」につきまして原案どおり承認し、市地籍調査推進室に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積39㎡【議案読み上げ】
備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積174㎡【議案読み上げ】
本件は第3号議案6番と関連しています
備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・面積 522 m² 外 1 筆 計 1,384 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積 209 m² 外 2 筆 計 2,299 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これもちまして 12 月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 4 0 分終了